

京都市上下水道局告示第2号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者としての営業の廃止届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年4月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者名等

京都市伏見区深草西浦町1丁目14番地の2

山田松商会

山田 秀行

2 廃止届出年月日

平成18年3月15日

(上下水道局下水道部管理課)